

平成28年12月21日

## 食品安全委員会での審議等の状況

## 1. リスク管理機関からの意見聴取

農薬名又は案件名	委員会	意見聴取の内容
クロルプロファム	2016/12/20 (第 633 回)	2 度目、本基準変更のため第 24 条第 1 項第 1 号による再諮問
シアゾファミド		10 度目、適用拡大、インポートトレランス
ジフェノコナゾール		3 度目、適用拡大、インポートトレランス
シフルメトフェン		5 度目、適用拡大
ピリフルキナゾン		4 度目、適用拡大
フェンブコナゾール		5 度目、適用拡大
プロピコナゾール		2 度目、畜産物の基準値設定
告示試験法 (2,4,5-T 試験法、ダミノジッド試験法) の改正		告示試験法の改正について第 11 条第 1 項第 1 号による諮問

## 2. 国民からの意見・情報の募集

農薬名	委員会	期間
キャプタン	2016/12/13 (第 632 回)	2016/12/14~2017/1/12
フェンキノトリオン		
フロメトキン		
ホルペット		
マンジプロパミド (第 4 版)		
メピコートクロリド		

## 3. リスク管理機関への通知

農薬名又は案件名	委員会	通知日	ADI 等
アセフェート	2016/12/13 (第 632 回)	12/13	ADI: 0.0024 mg/kg 体重/日
			ARfD: 0.1 mg/kg 体重
ブプロフェジン			ADI: 0.009 mg/kg 体重/日
			ARfD: 0.5 mg/kg 体重
メタミドホス			ADI: 0.00056 mg/kg 体重/日
			ARfD: 0.003 mg/kg 体重

クロルプロファミ	2016/12/20 (第 633 回)	12/20	食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する。
告示試験法 (2,4,5-T 試験法、ダミノジッド試験法) の改正			食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する。